

オフサイト検査モニターの集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用の確保及び検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から検査モニターを実施し、検査業務の参考としております。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺うオンサイト検査モニターと、検査終了後アンケートに回答をいただくオフサイト検査モニターの2方式があります。
今般、平成 21 検査事務年度に実施した検査に関するオフサイト検査モニターのアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当でない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - <アンケート式①> 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート式②> 検査結果通知に関する事項
- ◇ 対象先、回収率
 - <アンケート式①>
対象先:241 先(21 年7月以降 22 年5月末日までの間に立入検査を終了した先)
回収率:72.6%(175 先)
 - <アンケート式②>
対象先:210 先(21 年7月以降 22 年5月末日までの間に検査結果を通知した先)
回収率:73.8%(155 先)

アンケート結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、全体として「1」、「2」とする回答が、それぞれ 63.0%(昨年 68%)、29.6%(昨年 27.4%)、合計で 92.6%(昨年 95.4%)寄せられています。したがって、金融検査はほぼ適切に実施されたものと考えております。

アンケート項目ごとの状況

アンケート結果を項目別にみると、全 25 項目のうち 17 項目で、「1」と「2」を合わせた回答率が 90%を超えています

一方で、「3」と「4」を合わせた回答率が 5%を超えている項目も認められます。これらについて、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

◇ 「準備期間」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 7.4%

金融機関から、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」という。)の施行に伴う検査等において、事前提出資料において新たに作成を要するものや種類が多く、準備期間としてタイトであったという意見がありました。

これらの意見につきましては、検査負担の軽減の観点から事務連絡を改正し、事前提出資料について資料削減や期限の見直しを図ったほか、電子媒体による資料の提出の徹底を図ったところです。

◇ 「検査期間」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 6.9%

金融機関から、中小企業金融円滑化法の施行に伴う検査等において、検査の内容や金融機関の規模・特性に比べて、検査期間が長期であるという意見がありました。

これらの意見につきましては、すでに導入している地域銀行等に対する部分検査及び小規模な信用金庫・信用組合に対する金融円滑化簡易検査について、今後、より一層積極的に対応していきたいと考えています。

◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 14.3%

金融機関から、検査の時期が年末・年始や期末の決算期などの繁忙期と重なり事務量がかなり増加したという意見がありました。

これらの意見につきましては、決算期末や株主総会(総代会)の時期に金融機関の要請があれば、できるだけ配慮するよう本庁検査官や各財務局に指示したところであり、今後とも金融機関の負担軽減に配慮していきたいと考えております。

◇ 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 6.2%

特に小規模金融機関から、検査官の退出時刻が遅いという意見がありました。

これらの意見につきましては、金融機関の負担への配慮という視点に立ち、本庁検査官や各財務局に対して退出時間の厳守を指示したところであり、今後とも研修等の機会を通じ、主任検査官をはじめ各検査官に対する指導を繰り返し徹底して参ります。

◇ 「提出期限の設定に当たっての配慮」・・・「3」と「4」を合わせた回答率 9.2%

金融機関から、中小企業金融円滑化法の施行に伴う検査等において、資料の提出期限が短く、大きな事務負担を感じたほか業務執行への影響があったという意見がありました。

これらの意見につきましては、検査負担の軽減の観点から事務連絡を改正し、事前提出資料の期限の見直しを図ったところであり、今後とも具体的な業務繁忙の状況や立入検査の状況等を踏まえて、出来る限り配慮するよう、研修等の機会を通じ検査官に対する指導に努めて参ります。

自由記載欄における意見について

「金融検査評価制度」に関して、「各カテゴリーごとの管理態勢の状態が認識でき、改善すべき事項が明らかになる制度である」、「B評価が3段階で示されたことで分かりやすく、実態をより詳しく認識することができた」という意見や、「金融検査指摘事例集」に関して、「引き続き金融機関の規模や特性を考慮した多用な事例等の掲載を希望する」などの要望が寄せられました。

これらの意見に応えるため、「金融検査評価結果の分布状況の公表」について、21 事務年度はB評価の3類型の分布状況も公表したところです。また、「金融検査指摘事例集」について、例年の7月に加え、12月に「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」を公表したところです。今後とも「金融検査評価結果の分布状況の公表」や「金融検査指摘事例集」について、その内容の充実に努めてまいりたいと考えています。

アンケート②結果(検査結果通知書について)

全体(検査結果通知の内容及び当該通知書の交付までの期間)として、「1」と「2」を合わせた回答は 98.4%となっており、「1」とする回答は 79%を占めております。したがって、検査結果通知については、適切に行われたものと考えております。

「検査モニター」について

オンサイト検査モニターについては、平成 19 検査事務年度より原則全件実施しています。今後とも金融機関との率直な意思疎通を図るため対話を充実していきたいと考えております。また、財務局検査の実施状況などについて、金融庁本庁の幹部が直接ご意見を伺うクロスモニターも充実する予定です。

検査局では、検査モニター等において寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切な検査の実施に努めて参ります。各金融機関におかれましては、今後とも検査モニターについてのご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

お問い合わせ先
金融庁検査局総務課監理係
Tel:03-3506-6000(内線 2773、2533)